

# 岐阜市生涯学習・女性センター

## 指定管理者申請要項

平成28年7月

岐阜市市民参画部男女共生・生きがい推進課

# 目 次

1	目的	1
2	申請資格	1
3	指定期間	1
4	施設の概要	1
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 施設構成・規模・構造	
5	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	2
	(1) 管理運営形態	
	(2) 管理基準	
	(3) 業務の範囲	
	(4) 権利義務の譲渡の禁止	
	(5) 業務の再委託の制限	
	(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）	
	(7) リスク分担に対する方針	
	(8) 指定の取消し等	
	(9) モニタリングの実施	
	(10) 法令等の遵守	
	(11) 注意事項	
6	指定管理に関する経費	7
7	指定管理者の審査・選定の方法	8
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 審査方法	
	(3) 審査結果	
	(4) 選定方式	
	(5) 指定管理者の決定	
8	協定書の締結	11
9	指定までのスケジュール	11
10	申請手続等	12
	(1) 申請書類の提出方法等	
	(2) 提出書類	
	(3) 指定の申請にかかる留意事項	
11	問い合わせ先及び書類の提出先	12
	資料 1	13
	[別紙] 提出書類一覧及び様式	14

## 1 目的

市民の生涯学習を推進するとともに、男女共同参画社会の実現を図ることを設置目的とする岐阜市生涯学習・女性センター（以下「センター」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、岐阜市生涯学習・女性センター条例施行規則第3条の2第1項に基づき、指定管理者として選定しようとするため市長が認定した団体に対し、管理基準や業務の範囲等を明確に示すことにより、センターの設置目的をより効果的・効率的に達成するためこの要項を定めます。

## 2 申請資格

法人その他の団体(以下、「団体」という。)で、センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有しており、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 管理運営のために必要な資格、免許を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要項の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市税等の滞納がない団体であること。

## 3 指定期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間とします。

## 4 施設の概要

### (1)名称

岐阜市生涯学習・女性センター

### (2)所在地

岐阜市橋本町一丁目10番地23

### (3)施設構成・規模・構造

鉄骨造高架下3階建て（平成14年建築）

延床面積 11,555㎡（図書館分館、体育ルーム、消費生活センター含む）  
 施設概要 大研修室、中研修室、研修室50、研修室30、小研修室1～4、和室研修室1・2、音楽スタジオ大・小1・2、パソコンルーム、クラフト室、交流サロン、情報コーナー、生涯学習・ボランティア相談コーナー、市民活動ルーム、平和資料室、こどもの部屋、展示コーナー、駐車場（駐輪場）

## 5 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 （詳細は別添の「仕様書」を参照）

### （1）管理運営形態

本施設は、市が支払う委託料により管理運営をしていただきます。

施設の「使用料」は岐阜市／生涯学習／女性／センター条例（平成13年岐阜市条例第12号。以下「条例」という。）に金額が定められており、市に納入していただきます。

### （2）管理基準

#### ① 開館時間

午前9時から午後9時まで

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

#### ② 休館日

ア 年末年始（12月29日～1月3日）

イ 各月の最終の火曜日（年末年始の休館と重なった場合は、前週の火曜日。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日。）

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができます。

#### ③ 施設の保守管理等の業務

施設の保守管理については、ハートフルスクエアG（以下「ハートフル」という。）全館を一体的に行うものとし、ハートフルにおける催事が円滑に進行できるよう関係諸設備の一切について、安全の確認、確保及び万全の準備を行います。また非使用時においても、充分な整備・点検を行うこととします。

##### ア 概要

図書館分館・体育ルーム・消費生活センター・公有財産占用許可物件については、建築設備・建築物に付随した電気・機械設備の整備、点検、管理。その他の施設については、建築、電気、機械設備及び備品、消耗品類の配置、格納、整備、点検、管理、清掃及び軽易な修理を行うこととします。

また、利用者への施設、附属設備利用等に関する助言指導、案内を行うこととします。

##### イ 効果的・効率的な管理

以下の業務については、技術的専門性及び業務の効率性等から、別添施設及び設備の維持管理に関する仕様書に従い、指定管理者が専門業者に委託して行うこととします。

- ・清掃及び受付案内
- ・警備
- ・自家用電気工作物保安管理
- ・消防用設備保守点検
- ・昇降機保守点検
- ・自動扉保守点検
- ・空調設備保守点検

- ・ごみ収集
- ・駐車場管理補助及び施設設備運転補助
- ・自動車用エレベーター保守点検
- ・駅西駐車場サービス券機保守点検
- ・駐車場料金精算設備保守点検
- ・建築物及び建築設備定期点検

ただし建築物定期点検は3年に一度である。(次回は平成31年)

ウ 建築物の保守管理

ハートフル専有部分における建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持することとします。

エ 駐車場・駐輪場等の保守管理

ハートフル専有部分における駐車場、駐輪場及び車路について、コンクリートの剥離、陥没、車止めの破損等の点検を行い、性能を維持することとします。

オ 建築設備の保守管理

ハートフル専有部分における建築設備は、日常管理業務に加えて法定点検、定期点検を行い、性能を維持することとします。

カ 備品等の保守管理

i 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう、備品管理を行うこととします。  
破損、不具合が発生した時には速やかに市に報告を行うこととします。

ii 施設・事務消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこととします。不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこととします。

iii その他

市が作成した備品台帳、設備台帳の管理を行うこととします。

キ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に務めることとします。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うこととします。

④ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

岐阜市では個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正等を請求する権利を岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。本条例第8条に個人情報を扱う指定管理者の個人情報保護に関する義務が規定されており、これを遵守していただきます。

⑤ 目的外使用の基準

目的外使用の許可については、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

また、指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当課と協議してください。

ア 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。

イ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売などを行うとき。

ただし、市の許可を受けてハートフル内に設置されている既存自動販売機は、引き続き運用するものとしませんが、新設は指定管理者の判断により行い、その際は、市の目的外使用許可を得る必要があります。

なお、その売上は指定管理者の収入となりますが、原則として当該施設内修繕・管理などに使用するものとしてください。

既存自動販売機は、下記のとおりです。

一般財団法人 岐阜市身体障害者福祉協会 4台

ウ 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し施設を使用するとき。

⑥ 災害時の指定管理者の対応について

ハートフルは、岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けています。

災害対策本部から、帰宅困難者の受け入れの指示や避難所開設の指示を受けた場合等、避難所の開設等が必要な場合は、市と協力し、速やかに避難所を開設する等の対応をしていただきます。また、開館時間内に災害等が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともにその状況を速やかに報告することとします。

⑦ 環境への配慮について

施設の管理に関しては、出来るだけ環境負荷の低減に努め、市に対して年に2回、水道・電気・ガス等の使用量等の報告を行うこととします。

⑧ 使用の許可等の基準

ア 使用の制限に関する事項

条例第9条に該当する場合は、使用の許可をしてはいけません。

また、条例第11条に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の中止をすることができます。

イ 使用の許可に関する事項

岐阜市／生涯学習／女性／センター条例施行規則（平成13年岐阜市規則第67号）に従ってください。

⑨ 使用料等

条例別表第1、別表第2のとおりです。

⑩ 臨時の休館等

施設設備の改修、修繕等のため市長が特に認めた場合は、臨時に休館することができます。

⑪ 防犯カメラの適正管理

防犯カメラを管理するに当たっては、岐阜市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱（平成20年3月27日決裁）に基づき、管理業務を実施してください。

### (3) 業務の範囲（指定管理業務）

- ① 生涯学習・男女共同参画事業の企画及び実施に関する業務
- ② 生涯学習・男女共同参画の推進のための施設の提供に関する業務
- ③ 生涯学習・男女共同参画に関する情報の収集・提供に関する業務
- ④ 生涯学習・男女共同参画に関する相談に関する業務
- ⑤ ボランティア等市民活動の支援に関する業務
- ⑥ 市民芸術文化振興に関する業務
- ⑦ 平和資料室運営に関する支援業務
- ⑧ その他

※詳細は別添の「仕様書」に記載

### (4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

### (5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

ただし、(2)管理基準の③イで定めた施設の保守管理等の業務については、専門の業者に委託して行うものとします。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

## (6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の負担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

## (7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消し、または業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

上記の No.10 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

### ＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ 但し、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

## (8) 指定の取消し等

市長は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ・ 申請要項の申請資格に不適合となったとき。
- ・ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命じることができます。

## (9) モニタリングの実施

### ① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行なうことがあります。

#### ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

#### イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行いません。

#### ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益

計算書などの書類を提出していただくことがあります。

#### エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

#### ② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

#### ③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

### (10) 法令等の遵守

センターの管理・運営にあたって、次に掲げる法令を遵守してください。

- ① 地方自治法、同施行令
- ② 岐阜市／生涯学習／女性／センター条例、同施行規則
- ③ 岐阜市個人情報保護条例、同施行規則
- ④ 岐阜市公共施設予約システムの利用に関する規則
- ⑤ その他関連法規

### (11) 注意事項

- ① センターが公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営をしないこと。
- ② 市及び市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を行うこと。
- ③ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底すること。
- ④ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。
- ⑤ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱を作成するときは、市と協議して行うこと。
- ⑥ 業務に必要な各種規定がないときは、市の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。
- ⑦ 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑧ 市の政策、施策、事業に協力すること。
- ⑨ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施すること。また、接遇や運営に必要な研修を随時実施すること。
- ⑩ 生涯学習・男女共同参画及び社会教育等についての専門的知識に基づき業務が遂行できるよう、研修・調査研究の機会を従業員に積極的に提供すること。
- ⑪ センターにおいて、市が広告事業を実施する場合があります。
- ⑫ その他、要項及び仕様書に記載の無い事項については市と協議を行うこと。

## 6 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
- (2) 年度の委託料の算定にあたっては、別紙：資料1の金額を上限額（消費税及び地方消費税8%を含む）とします。なお、詳細については資料1を参照してください。
- (3) 指定期間中の各年度の委託料は申請者の提案した額とし、法の改正や災害等特別な場合を除き、

原則指定期間中は増額しません。

- (4) 委託料は精算しません。
- (5) 施設の利用にかかる使用料は、市の歳入となります。
- (6) 市が認めた指定管理者が行う指定事業（講座の受講料その他雑収入など）は、すべての収入は市の歳入となります。ただし、指定管理者が行う自主事業の収入については、指定管理者の収入となります。
- (7) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は協定にて定めます。
- (8) 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。  
 なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。
- (10) 修繕等については、1件30万円未満を限度に指定管理者が実施し、1件30万円以上の修繕については、双方協議の上、市が執行します。
- (11) 備品については、現状の備品を使用するものとします。修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により決定します。なお、指定管理者の持ち込みも可とします。ただし、その場合は市の備品と区別がつくようにすることとし、指定管理者の指定期間終了後は引き取っていただきます。リースにすることも可能としますが、その際は市と協議することとします。  
 なお、指定管理者が委託料で備品を購入するときは、事前に協議するものとし、購入後の備品は市の所有に属するものとなります。また、廃棄する場合も事前に市に協議していただきます。

## 7 指定管理者の審査・選定の方法

### (1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

その中でセンターは、市民の生涯学習活動の推進と男女共同参画社会の実現を図ることを設置目的とするものであり、そのために、生涯学習・男女共同参画活動のための施設及び情報の提供、生涯学習・男女共同参画事業の企画及び実施、生涯学習・男女共同参画に関する相談、ボランティア等市民活動の支援、市民芸術文化振興に関することを事業として実施しています。

したがって、センターを管理運営する指定管理者を認定するに当たっては、市民の平等な利用が確保されること、事業計画書の内容に即し、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること、センターの効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られることに加えて、生涯学習・男女共同参画・ボランティア等の市民活動・芸術文化振興に関する広範で専門的な知識・技術及び経験を有し、センター事業を一体的に実施することによりセンターの設置の目的を達成することができることを基準とする必要があります。

つまり、センターは、単なる貸館ではなく、生涯学習拠点施設として現代的課題を中心とした学習機会及び地域づくり・まちづくりに関わる学習機会の提供、学習情報の提供、生涯学習の成果が生かされる各種事業の推進をはじめ、岐阜市の生涯学習振興・男女共同参画社会の実現・市民活動支援・市民芸術文化振興に関する施策や事業を市と連携して具体的に実施するための施設であり、そのために効果的・効率的な施設運用を図ることのできる、専門的能力や経験を持つ人材及びノウハウを有する指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

## (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

## (3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日通知します。また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

## (4) 選定方式

審査にあたっては、次の選定基準及び評価項目について、全委員の協議による総合評価により選定します。

### 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目9の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要項の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

## 第2次審査（提案内容等の審査）

一次審査を終了後、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒヤリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

審査にあたっては、次の選定基準及び評価項目について、全委員の協議による総合評価により選定します。

### 〈選定基準及び評価項目及び配点〉

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	30点	住民の平等利用が確保されるとともに、効率的な運用が図られること	「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え方	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	55点	生涯学習・男女共同参画・ボランティア等の市民活動・市民芸術文化振興に関する広範で専門的な知識、技術及び経験に基づき、センター事業を一体的に実施するとともに新規事業の企画・運営に努めることによりセンターの設置目的を達成できること	生涯学習推進業務を行っていく上での方針と主な事業計画	
			男女共同参画業務を行っていく上での方針と主な事業計画	
			ボランティア等の市民活動の支援業務を行っていく上での方針と主な事業計画	
			市民芸術文化振興業務を行っていく上での方針と主な事業計画	
			生涯学習センターとして既存業務の改善、工夫又は、新規の魅力的提案の有無	
			女性センターとして既存業務の改善、工夫又は、新規の魅力的提案の有無	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他申請者の提案によるもの	
小 計				
効率性	25点	センターの効用が最大限発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること	指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			その他申請者の提案によるもの	
小 計				
安定性 安全性	25点	事業計画書の内容に即し、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること	「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」に対する基本的な考え方	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			施設管理業務を行っていく上での方針と具体策	
			その他申請者の提案によるもの	

			小 計	
貢献性	15点	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）に貢献できるものであること	地元での社会活動等への参加	
			地元への貢献に関すること	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
			合 計	

**● 総合評価**

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

**(5) 指定管理者の決定**

岐阜市議会での議決後、指定管理者の指定を行い、告示します。

**8 協定書の締結**

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

**9 指定までのスケジュール**

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| (1) 申請書受付期限               | 平成28年9月1日(木)まで |
| (2) 審査（提案内容等の審査）          | 平成28年9月下旬～10月頃 |
| (3) 選定結果の通知・公表            | 平成28年11月上旬頃    |
| (4) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出 | 平成28年11月下旬頃    |
| (5) 指定の通知                 | 平成28年12月下旬頃    |
| (6) 協定書の締結                | 平成29年1月中旬頃     |
| (7) 事務引継・トレーニング           | 平成29年1月下旬ごろから  |

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

## 10 申請手続等

### (1) 申請書類等の提出方法等

市役所本庁舎7階市民参画部男女共生・生きがい推進課で書類を入手し、同課へ直接提出してください。(郵送、ファクシミリ等による送付、受付はいたしません。)

申請受付期限は、平成28年9月1日(木)までとします。

### (2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ※ 原本1部、副本8部提出してください。
- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ※ 提出いただいた書類の返送はいたしません。

### (3) 指定の申請にかかる留意事項

#### ①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案について不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

#### ②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

#### ④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

#### ⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

#### ⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

#### ⑦情報公開制度の対象

申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

#### ⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## 11 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所市民参画部男女共生・生きがい推進課生涯学習係(担当:児島・田村)

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地(本庁舎7階)

電話:058-214-4792(直通)

FAX:058-265-8665

## 資料 1

### <上限額>

年度（平成）	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
上限額 （円・税込）	218,678,000	218,678,000	219,218,000	218,678,000	218,678,000

### <積算内訳>

（括弧内は、平成 31 年度適用）

単位：円

支出科目	金額
人件費	85,879,000
需用費	36,236,000
役務費	2,498,000
委託料	64,927,000 (65,467,000)
使用料及び賃借料	2,345,000
事務局費	12,216,000
公課費	4,990,000
その他	9,587,000
計	218,678,000 (219,218,000)

### <参考>

単位：円

平成 24 年度 決算額	平成 25 年度 決算額	平成 26 年度 決算額	平成 27 年度 決算額	平成 28 年度 予算額
212,996,000	213,445,000	215,309,639	214,890,593	215,352,421
消費税 5%	消費税 5%	消費税 8%	消費税 8%	消費税 8%

## [ 別 紙 ]

### 「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 岐阜市生涯学習・女性センター指定管理者指定申請書 . . . . . (様式1号)
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 岐阜市生涯学習・女性センターの管理に関する収支予算書 . . . . . (様式2号)
- 4 事業計画書 . . . . . (様式3号)
  - (1) 岐阜市生涯学習・女性センターの運営上の基本方針
  - (2) 施設管理業務を行っていく上での方針と具体策(安全管理体制を含む)
  - (3) 生涯学習推進業務及びボランティア等市民活動支援業務に関する方針と主な事業計画
  - (4) 男女共同参画推進業務に関する方針及び主な事業計画
  - (5) 市民芸術文化振興業務に関する方針及び主な事業計画
  - (6) 利用者サービスの確保、利用促進のための方針と具体策
  - (7) 管理経費縮減の具体策
  - (8) 効率的な運営を図るための組織の構造
  - (9) 必要人材の配置と職能及び人材育成の方策
  - (10) 委託業務の内容と選定方法
  - (11) その他
- 5 納税証明書
- 6 団体の概要及び活動状況を記した書類 . . . . . (様式4号)
- 7 岐阜市生涯学習・女性センター指定管理者指定申請にかかる誓約書 . . . . . (様式5号)
- 8 役員名簿照会及び同意書 . . . . . (様式6号)

様式1号

岐阜市生涯学習・女性センター指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

団体名  
団体所在  
代表者名

印

岐阜市生涯学習・女性センター管理運営業務の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 岐阜市生涯学習・女性センターの管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号

様式第2号

岐阜市生涯学習・女性センターの管理に関する収支予算書

○収入

	項目	予算額(円)	備考
管理委託料	岐阜市からの指定管理料		
収入合計			

○支出

項目	内訳	予算額(円)	備考
支出合計			

様式3号

事業計画書

1 岐阜市生涯学習・女性センターの運営管理上の基本方針

2 施設管理業務を行っていく上での方針と具体策

(1) 方針

(2) 施設の管理に当たる職員について（職員数・組織・雇用形態など）

(3) 職員の勤務体制について（勤務時間・ローテーション等）

(4) 安全管理体制について

(5) 施設を管理する上での環境の配慮

(6) 個人情報の取扱いについて

(7) 緊急事態への対応について

(8) その他 (アピールしたい点等)

### 3 生涯学習推進業務及びボランティア等市民活動支援業務に関する方針と主な事業計画

#### (1) 基本方針

#### (2) 主な事業計画

- ・ 事業名
- ・ 開催時期及び回数
- ・ 開催目的
- ・ 事業内容及び対象
- ・ 参加見込み人数
- ・ 予算額及び内訳

#### 4 男女共同参画推進業務に関する方針及び主な事業計画

##### (1) 基本方針

##### (2) 主な事業計画

- ・ 事業名
- ・ 開催時期及び回数
- ・ 開催目的
- ・ 事業内容及び対象
- ・ 参加見込み人数
- ・ 予算額及び内訳

## 5 市民芸術文化振興業務に関する方針及び主な事業計画

### (1) 基本方針

### (2) 主な事業計画

- ・ 事業名
- ・ 開催時期及び回数
- ・ 開催目的
- ・ 事業内容及び対象
- ・ 参加見込み人数
- ・ 予算額及び内訳

6 利用者サービスの確保、利用促進のための方針と具体策

7 管理経費縮減の具体策

8 効率的な運営を図るための組織の構造

9 必要人材の配置と職能及び人材育成の方策

10 委託業務の内容と選定方法

11 その他

様式4号

団体の概要及び活動状況を記した書類

法人名又は団体名			
代表者職・氏名			
本社等の主たる事業 所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金 (法人の場合)			
特 記 事 項			
団体の活動状況			

\*特記事項がある場合には記入してください

様式5号

岐阜市生涯学習・女性センター指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市生涯学習・女性センターの指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

平成 年 月 日

(あて先)岐阜市長

団体名

団体所在地

代表者氏名

⑨

